

## 「ステキ女子活躍推進事業」に係る Q&A

令和7年5月22日現在  
山口県農林水産部  
農林水産政策課

### 1 補助対象事業・経費について

#### Q 1 : 施設や機械整備等は補助対象となるのか？

施設整備や機械・機器購入等のハード事業は、補助の対象となりません。  
ただし、試行・試作に係る機械・機器のリース、レンタル料は補助対象となります。

#### Q 2 : 複数年に渡る取組は補助対象となるのか？

補助金の申請、交付は単年度ごとに行いますので、年度内に終了する取組が対象となります。

#### Q 3 : 経営体の経営発展に向けた女性による新たな取組とは、どのようなものか？

女性が中心となって実施する取組であり、経営体の経営発展につながる新たな取組のこと。経営発展につながる取組例は以下のとおり。

##### ①新商品開発（新規農産物・新品種の導入・加工品の開発等）

先進地事例研究、市場調査、商品試作、パッケージ開発、成分分析等

##### ②既存商品（農産物・加工品等）の改善

市場調査、先進地事例研究、改良商品試作、パッケージ改善、成分分析等

##### ③商品（農産物・加工品等）の販路開拓・販売促進活動

経営体や商品紹介資料（パンフレット・ちらし等）の作成、PR資材（のぼり・POP等）の作成、商談会への出展、マルシェへの出展、イベントの開催、市場調査等

##### ④労務改善・人材育成（女性が働きやすい職場環境づくり等）

先進地事例研究、女性の資質向上に向けた研修、新たな資格の取得、新たな人材の募集等

#### Q 4 : 補助対象となる経費はどのようなものか？

別紙「補助対象経費の内容」を参考にしてください。

#### Q 5 : 事業費に上限・下限はあるか？

事業費の下限を10万円、上限を100万円としており、取組に係る経費が10万円未満の場合、また100万円を超える場合は補助の対象となりません。

なお、補助率は事業費の1／3以内で、予算の範囲内での対応となります。

## 2 実施主体について

### Q 1：法人格を持たない経営体は実施主体となれないのか？

法人格を持たない経営体であっても、企業の経営を行う農林漁業経営体であれば実施主体となれます。企業の経営を行う農林漁業経営体とは、県内において農林水産業を主体として経営を行う経営体で、概ね 300 万円以上の年間所得額をめざしており、以下の①②のいずれかに該当する経営体です。

①雇用を生み出している経営体。

②家族経営協定を締結し、経営方針決定・収益配分・役割分担・就業条件等が明確となっている経営体。

ただし、女性農林漁業者が中心となって活動している農林水産物の生産を行わない経営体（農林水産加工事業のみ等）は、法人格を持たないと実施主体にはなりません。

### Q 2：取組を行う女性農林漁業者個人は実施主体となれるのか？

女性農林漁業者が所属する経営体（株式会社、農事組合法人、〇〇農園代表等）が実施主体となるので、取組を実施する女性農林漁業者ではなく、経営体名または経営体の代表者名での申請となります。

女性農林漁業者の個人経営であり、法人格を持たない企業の経営を行う農林漁業経営体である場合は、経営体の代表者である女性が実施主体として申請することになります。

### Q 3：農山漁村女性起業家は実施主体となれるのか？

農林水産物の生産を行わない農山漁村女性起業家（原材料の生産を行わず加工・販売のみ）は、法人格を持つ経営体（人格なき社団として法人税を納めている場合も含む）であれば実施主体となれます。

任意グループ等の農山漁村女性起業家は実施主体となることはできません。

### Q 4：複数の経営体と一緒に補助金を活用することは可能か？

複数の経営体が連携して行う取組について補助金を活用することは可能ですが、補助金の申請は、代表として1つの経営体が実施主体となり、手続きを行ってください。

なお、実施主体となる経営体への補助となりますので、実施主体となる経営体が補助対象要件を満たしていれば、連携する経営体は要件を満たしていなくても補助金を活用できます。複数経営体での活用例は、以下のとおり。

例① 3農家が合同でマルシェへ出展（各農家の女性農業者が販売を担当）

※代表で申請する経営体が【法人格を持つ経営体】または【企業の経営を行う農林漁業経営体】であれば実施可能

○実施主体：取組の代表となる農家【企業の経営を行う農林漁業経営体】

○連携する経営体：代表以外の2農家（雇用のない家族のみで経営する農家等）

例② 農山漁村女性起業ネットワーク会員が合同で直売所内に販売コーナーを設置

※代表で申請する起業家が【法人格をもつ農山漁村女性起業家】であれば実施可能

○実施主体：ネットワーク会員のうち取組の代表となる起業家【法人格をもつ農山漁村女性起業家（企業組合等）】

○連携する経営体：その他の会員（法人格を持つ農山漁村女性起業家、法人格をもたない農山漁村女性起業家（任意グループ、個人起業家等））

### 3 その他

Q1：国や県の他の補助事業等と併せて実施してもよいのか？

国や県の他の事業を活用して実施する取組と同じ内容の取組は実施できません。

Q2：市町の他の補助事業等と併せて実施してもよいのか？

市町の同意が得られれば、併せて事業実施することは可能です。

ただし、県と市町の補助金の総額が事業費を超えてはいけません。

Q3：同じ実施主体が複数回実施してもよいのか？

以前、本事業を活用して実施した取組と同じ内容の取組は実施できませんが、別の新たな取組を実施することは可能です。

ただし、補助金要望額が予算額を超えた場合は、下記項目を参考に事業計画の内容等を確認し、事業実施対象者や補助金額を決定します。

#### 【参考とする項目】

| 項 目       |       | 内 容                                       | 備 考 |
|-----------|-------|-------------------------------------------|-----|
| 申請状況      |       | 事業実施回数の少ない経営体を優先する。                       |     |
| 経営状況      |       | 経営や女性の活躍に係る現状と課題など、経営体の状況を適切に把握・分析できているか。 |     |
| 取組内容      | 女性の役割 | 女性の能力発揮や活躍が十分見込めるか。                       |     |
|           | 有効性   | 課題解決に向けた有効な取組内容であるか。                      |     |
|           | 実現性   | 目標値の設定は適正で、実現が見込めるか。                      |     |
|           | 妥当性   | 予算収支等の計画は妥当か。                             |     |
|           | 継続性   | 取組年度以降も経営発展に寄与する内容か。                      |     |
| 経営体への取組効果 |       | 取組結果が、経営体における女性の更なる能力発揮や活躍推進に繋がることが見込めるか。 |     |
| 地域への取組効果  |       | 取組結果が、地域における女性農林漁業者の活躍に繋がることが見込めるか。       |     |
| その他       |       |                                           |     |

※御不明な点については、県担当者へ御相談ください。